令和５年度嬬恋村簡易水道水質検査計画

　水質検査は、水道水が水質基準に適合し、安全であることを確認するために不可欠であり、水道水の水質管理の中枢をなすものです。

　嬬恋村の水道では、水源の種別、過去の水質検査結果、水源周辺等について総合的に検討し、検査地点、検査項目、及び検査頻度ならびに公表の方法等を定めたものです。

１．基本方針

① 水質検査は、水道法で義務づけられている水道水の蛇口（給水栓水）で行い、配水系等ごとに実施します。

② 水質検査は、水道法で義務づけられている項目及び水質管理上必要と判断した項目について行います。

③ 検査頻度は、検査する項目のこれまでの検出状況などを考慮して定めます。

④ 水質基準項目の検査は、おおむね月１回行うこととされている項目については月１回、その他の項目は、概ね３ヶ月に１回とします。

⑤ なお、省略可能項目については、過去の検査結果及び、水源付近の環境等を考慮して定めます。

２．水道事業の概要

　①　給水状況

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  区　　分 |  内　　　　　　容 |  |
|  |  給水区域 |  嬬恋村大字田代、干俣、大笹、大前、西窪、 |  |
|  |  |  門貝、三原、鎌原、芦生田、袋倉、今井の |  |
|  |  |  各地区の一部 |  |
|  |  浄水施設箇所数 |  | １９ヶ所 |  |  |
|  |  計画給水人口 |  | １１，７００人 | 人 |  |
|  |  現在給水人口 |  | ５，８５３ |  |  |
|  |  一日平均給水量 |  | ４，０３９㎡ |  |  |

　②　浄水施設の概要

　　 すべての地区の水源が湧水であり水質は良好である為、処理方法は塩素　　消毒のみです。また、各施設の所在地は別紙位置図のとおりです。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 浄水場の名称 | 一日平均取水量 | 一日平均給水量 | 浄水場の名称 | 一日平均取水量 | 一日平均給水量 |
| 田代配水池 | 1,391m３/日 | 555m３/日 | 砂井配水池 | 70m３/日 | 34m３/日  |
| 大笹配水池 | 1224m３/日 | 668m３/日 | 門貝配水池 | 60m３/日 | 39m３/日  |
| 上ノ貝配水池 | 350m３/日 | 159m３/日 | 仙之入配水池 | 1,260m３/日 | 58m３/日  |
| 干俣滅菌室 | 450m３/日 | 204m３/日 | 古永井配水池 | 73m３/日 | 28m３/日  |
| 大前配水池 | 655m３/日 | 376m３/日 | 仁田沢配水池 | 45m３/日 | 23m３/日  |
| 三原配水池 | 996m３/日 | 353m３/日  | 大平滅菌室 | 80m３/日 | 46m３/日  |
| 万座配水池 | 1,500m３/日 | 1,329m３/日  | 長井配水池 | 30m３/日 | 12m３/日  |
| 袋倉配水池 | 110m３/日 | 45m３/日  | 石津配水池 | 90m３/日 | 47m３/日  |
| 今井配水池 | 250m３/日 | 88m３/日  | 西窪配水池 | 120m３/日 | 70m３/日  |
| 中原山梨配水池 | 54m３/日 | 23m３/日  |  |  |  |

３．原水及び浄水の水質状況

　　水道水は水質基準をすべて満足しており、安全でおいしい水をお届けして　おります。

４．検査地点

　　採水は浄水場の系統ごとに給水栓で行います。

　　採水場所は、公民館等の公共施設または、各地域の末端付近のお宅で採水　させて頂いております。別紙位置図のとおりです。

５．検査項目

（１）浄水

　　①　毎日の検査項目

　　　　　色、濁り、残留塩素

　　②　１ヶ月に１回の検査項目

一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物（TOC）**Ｐ**H値、味、

臭気、色度、濁度

　　③　３ヶ月に１回の検査項目

・消毒副生成物１２項目

シアン化物イオン及び塩化シアン、塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、ホルムアルデヒド

・省略可能項目

省略可能項目（３０項目）のうち、過去の検出状況（過去３ケ年の検査結果が基準値の１／１０を超過した項目）より判断した項目

　　　　　 　ただし、上記以外の省略可能項目については、水質が良好で安全であることを確認するため、３年に１回検査を実施します。

（２）原水

基準項目から消毒副生成物及び味を除いた項目とクリプトスポリジウム指標菌については、３年に１回検査を行います。

６．検査頻度

（１）浄水

 別紙計画表参照

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 採水場所 | 検査頻度 | 実施予定 | 採水場所 | 検査頻度 | 実施予定 |
| 田代 |  | 令和５年５月 | 大平 | ３年に１回 | 令和６年度以降 |
| 大笹 | 長井 |
| 上ノ貝 | 石津 |
| 干俣 | 西窪 |
| 大前 | 三原 |
| 袋倉 | 万座 |
| 今井 | ３年に１回 | 令和６年度以降 | 門貝 |  |
| 中原山梨 |  |
| 砂井 |  |
| 仙ノ入 |
| 古永井 |
| 仁田沢 |

７．臨時の水質検査

　　水道水が水質基準に適合しないおそれがある、次のような場合には臨時の水質検査を行います。

　　①　水源の水質が著しく悪化したとき

　　②　水源及び、浄水施設に異状があったとき

　　③　水源周辺等において、消化器系感染症が流行しているとき

　　④　その他、特に必要があると認められたとき

８．水質検査の方法

　前記５．（１）の検査項目①（１日に１回の検査項目）については、嬬恋村役場職員が、国が定めた検査方法（「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」）によって、行います。

前記５．（１）の検査項目②、③、（２）（１日に１回の検査項目以外の検査）及び臨時の水質検査業務については、水道法第２０条第３項による厚生労働大臣登録機関に委託します。

なお、委託先の選定については、検査精度と信頼性を重視し、次の①～④を満たす検査機関にします。

①　水質検査結果を客観的に保証するISO9001認証取得検査機関

②　水質基準５１項目すべて自社分析できる検査機関

③　緊急時の水質検査（水質基準項目）において、少なくとも３日間で検査結果の出せる検査体制が整備されている検査機関

④　検査方法については、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」により行い、水質管理目標設定項目及びその他については厚生労働省水道課長通知・通達及び、上水試験方法等によって行う

以上により、本年度の水質検査は群馬県薬剤師会環境衛生試験センターに委託します。

９．水質検査計画及び検査結果の公表

　　　水質検査計画や水質検査結果については、ホームページで公表します。また、上下水道課でも閲覧できるようにします。

　　　検査結果の評価は検査ごとに行い、検査の結果をもとに必要が有れば検査計画を見直していきます。